

『順正理論』に於ける有為の四相

福田 琢

一、有部の三世実有説によれば、現在法は「作用(Karita)」
していることよって過去・未來法と區別されるといふ。

『順正理論』[NA 大正 No. 1552]はこの作用を「果を引く
(phalasepa) 働き」(引果功能)と規定し、法の働き一般(功
能)から區別する。『俱舍論』[AKBh Pradhan 1st ed.]の本無
今有説を批判するにあたって、衆賢によるこの作用/功能と
いふ分類がもちえた意義については、既にいくつかの研究成
果が報告されている(Pousin [Mélanges chinois et bouddhiques

』[校部「大谷学報三一」]佐々木現順「一九七四」青原「仏教学
研究四二」[etc.]。本稿の目的は、その場合とはやや異なった視
座からこれら兩概念が言及される資料として、『順正理論』
が「有為の四相」説を有部教義内に定位するためにおこな
った、言わば基礎作業にあたる議論を紹介することにある。し
たがってそれに基づくところの、四相それぞれの個別的評価
にはここでは触れない。

二、有為法は、現在に生じ滅してゆく過程で、生・住・

異・滅という四段階を経るが、有部はこのそれぞれの段階を
そのようにあらしめる、いわば要因として「生相」乃至「滅
相」の「有為の四相」を設定し、これを心不相応行に収め
る。これに対して『俱舍論』は、生相・滅相とは法が「本無
今有」「有已還無」であることを示し、住相・異相とは相続
上の法相互間の関係性を表す、それぞれ単なる呼称に過ぎ
ないのであって、ならん実体的な法ではない、と主張する
[AKBh 77. 20-21]。

三、『俱舍論』は有為相を実法として認めることの不合理
性を、様々な角度から追求しているが、それらの論争はいず
れも、有為相の「作用」をめぐる問題を中心に展開されてい
る。一例を挙げよう。四相とそれが働きかけるところの有為
法(本法)とは同時生起的存在(俱生)である。すると、ある
有為法が未來正生位から已生位に生起する場合、生相がその
本法を「生ぜしめる」働き(作用)は、両者が未來正生位に
ある段階で起っていなければならない。このことは作用を現

在のみに認める三世実有説の命題と乖離する [AKBh 78. 10-17]。

四、世親の理解によれば、四相の「作用」とは、生相が本法を生ぜしめる、乃至滅相が減せしめる働きのことである。

同様の見解は『婆沙論』にトレースできる。またこれを言い換えれば、四相（俱有因）が本法（土用果）を「果として引く」ことになるから、「作用」を「果を引く働き」と見做す衆賢説も同じ前提に立っていることになる。しかしそのような理解に留まる限り有部教義は、上述の議論に於て指摘されたような自己矛盾を免れ得ないように思える（『婆沙論』は、一刹那という時間単位には複数の「作用」を許容する幅があつて、生相が作用してから、滅相が作用するまでが現在刹那なのである、という解釈を与えているが [大正 No. 154b. 200a9-12] 些か詭弁に近づく）。

五、けれども『順正理論』によれば、四相が任意の法を「生ぜしめ」乃至「滅せしめ」る働きは、「功能」であつて「作用」ではない。衆賢は言う。

謂有為法。若能為因。引撰自果。名為作用。若能為緣。撰助異類。是謂功能。 [NA 409b 4-6]

ここでは「能く縁と為りて異類を撰助する」すなわち他者なるある法を手助けするような働きが「功能」として、「因」と為りて自乗を引撰する「働きすなわち「作用」から峻別さ

れている。したがつて「自果を引撰する」とは同列的存在に對する「引果」、例えば現在の生相が同類因となつて未来の生相（等流果）を「引く」場合等が想定されているように見える。このように「作用」の意味内容が限定されることによつて『俱舍論』に提出された上述の非難は回避される。

六、つまり前項に引用した文脈のなかで、「因」「縁」という語は、やや特殊な意味合いに於て用いられている。言わば「因と為る」とは異時的因果關係（ \therefore 。同類因／等流果）に於ける取果（因の現行）、「縁と為る」とは同時的因果關係（ \therefore 。俱有因／土用果）に於ける与果取果（因・果の現行）であると理解されよう（但し現在法が等無間に未來正生位の等流果を引く場合、これは例外的に「与果取果」と言われるが [cf. AKBh 96. 16-19] 厳密には異時因果に於ける因の現行であるから、前者に含まれると考えられる）。

七、このように『順正理論』に於て、果としての法を現在に生起させる影響力（功能）は、過去の同類因等、広汎に言えは諸々の因縁和合による「因」的与果と、俱生法（有為の四相）による「縁」的与果取果という、双つの側面から考えられている。衆賢は次のように解説する。譬えば、カララからアルブダが生ずる場合、そこには必ず識が存在していなければならぬ。もちろん、アルブダが生ずるための「因」は、カララであつて識ではない。識とアルブダとは相統とし

て異なるからである。けれどもアルプダは、識なしには決して起り得ない。その意味に於て識は、アルプダの生起に対する「勝因性」あるいは「勝縁」である。同じことは、種子（因）から芽（果）が生ずる際に、地（勝縁）が及ぼす影響力についても言える〔NA 409a7-22〕。そして『順正理論』は、この力関係を、果に対する「前生因」（カララ・種子等）「俱生縁」（識・地等）という言葉を用いて説明しながら有為の四相に言及する。

此俱生縁。此前生因。其力増勝。以雖有彼羯刺藍等及与種等諸前生因。若無有識地等俱縁。即頰部曇芽等諸果。必不生故。由此准知。諸有為法。雖有種種外助因縁。而必有内生住異滅。為近助因。方特行世〔NA 409a 25-409b 1〕（大意）俱生縁は前生因よりもその力が勝っている。なぜならば、たとえ前生因、つまりカララや種等によって、アルプダや芽といったある未来法が果として特定されているとしても、同時的存在としてその生起を促す識や地等の俱生縁を欠いては、決してその法は生起し得ないからである。同様に、「外助因縁」によってある有為法が生ずる場合にも、「近助因」としての生・住・異・滅相が、それと同時に生起していなければならない。

八、この理解に於いて有為相説は積極的な存在意義を持つ。それらは「外助因縁」すなわち因縁和合によって生起すべきものとして措定されたある法を、特定時に生ぜしめ乃至

滅せしめる働きを担った「近助因」であり、その意味で必要不可欠な存在である（また前者の働きは「外縁の摂助」、後者は「内縁の摂助」とも呼ばれる〔cf. NA 409b 8-19〕）。そしてこの議論は「因縁和合にこそ法を生ずる能力があるのだから、それとは別な要因として生相を設定する必要はない」という世親による非難〔AKBh 79. 16-19〕への反証となっている。

九、最後にこれまでの考察を、作用／機能という視点から整理してみよう。有為法を生起させる「功能」とは、異時因果に於ては過去の同類因を含む諸々の因縁和合の働き（与果）、同時因果に於てはそのすべての働きである。生起した法の「作用」とは、「自果を引摂する因と為ること、例えば同類因の取果である。同時因果は非同列的存在（異類）の間にしか成立しないから、たとえ因の現行（と同時に果の現行であるから「与果取果」）であっても作用ではない。

△キーワード▽ 『順正理論』、有為の四相、三世実有説

（大谷大学大学院）